

## 朝鮮民主主義人民共和国憲法

宋 台 植

朝鮮民主主義人民共和国憲法は、一九四八年に制定されたが、一九七二年十二月二五日、最高人民会議第五期第一回會議に「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法草案」が提起され、十二月二七日、同憲法草案は原案通り採択され全面改正となった。七二年憲法ともいう。この七二年憲法は一九九二年、一九九八年と二回の改正を経ている。一九九二年の改正では朝鮮民主主義人民共和国国防委員会が新設され、一九九八年九月五日、最高人民會議第十期第一回會議で改正された現行憲法は、朝鮮民主主義人民共和国国家主席制度を廃止する一方、序文で、金日成主席は「共和国の永遠の主席」と位置づけ、この憲法は、その思想と業績を規範化した「金日成憲法」と宣言、序文と全七章一六六条からなっている。

ちなみに、朝鮮民主主義人民共和国では、一九九七年、金日成主席が誕生した一九一二年を元年にして「チュチェ年号」を制定している。

# 朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法

採択 一九七二年十二月二十七日

最高人民會議第五期第一回會議

改正 一九九二年四月九日

最高人民會議第九期第三回會議

一九九八年九月五日

最高人民會議第十期第一回會議

## 序 文

朝鮮民主主義人民共和国は、偉大なる指導者金日成同志の思想と指導を具現したチュチェの社会主義祖国である。偉大なる指導者金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国の創建者であり社会主義朝鮮の始祖である。

金日成同志は永生不滅のチュチェ思想を創始し、その旗じるしの下に、抗日革命闘争を組織指導され栄光なる革命伝統を確立し、祖国光復の歴史的偉業を成し遂げ、政治、経済、文化、軍事の分野で自主独立国家建設の堅固な土台の上に朝鮮民主主義人民共和国を創建された。

金日成同志はチュチェ的な革命路線を提示して多くの段階の社会革命と建設事業を賢明に指導され共和国を人民大衆

中心の社会主義の国に、自主、自立、自衛の社会主義国家に強化発展させた。

金日成同志は、国家建設と国家活動の根本原則を明らかにし、最も優れた国家社会制度と政治方式、社会管理体系と管理方法を確立し、社会主義祖国の富強繁栄とチュチェ革命の偉業を継承完成のための確固たる土台を整備した。

金日成同志は「以民為天」を座右の銘にいつも人民と共におられ、人民のため生涯を捧げ、崇高な人徳政治で人民を護り、導き、全社会を一心団結した一つの大家庭に転変させたのである。

偉大なる指導者金日成同志は、民族の太陽であり祖国統一の救星である。金日成同志は、国の統一を民族至上の課業に掲げ、その実現のためあらゆる労苦と心血を注がれた。金日成同志は、共和国を祖国統一の最も強固な堡壘にする一方、祖国統一の根本原則と方法を提示し、祖国統一運動を全民族的な運動に発展させ全民族の団結した力で祖国統一の偉業を成就するための途を開いた。

偉大なる指導者金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国の对外政策の基本理念を明らかにしそれに基づいて国の对外関係を拡大発展させ、共和国の国際的權威を高めた。金日成同志は世界政治の元老として自主の新時代を開き、社会主義運動とブロック不加担運動の強化発展のため、世界平和と人民間の親善のため精力的に活動され、人類の自主偉業に不滅の貢献をなした。

金日成同志は、思想理論と指導芸術の天才であり百戦百勝の鋼鉄の英将であり偉大なる革命家、政治家であり偉大なる人間であった。

金日成同志の偉大なる思想と指導業績は、朝鮮革命の万年の財宝であり朝鮮民主主義人民共和国の隆盛繁栄のための基本担保である。

朝鮮民主主義人民共和国と朝鮮人民は、朝鮮労働党の指導の下に、偉大なる指導者金日成同志を共和国の永遠の主席として高く奉じ、金日成同志の思想と業績を擁護固守し継承発展させ、チュチェ革命偉業を最後まで完成していく、たろう。

朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、偉大なる指導者金日成同志のチュチェ的な国家建設思想と国家建設業績を規範化した金日成憲法である。

## 第一章 政治

第一条 朝鮮民主主義人民共和国は、全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である。

第二条 朝鮮民主主義人民共和国は、帝国主義侵略者に反対し、祖国の光復と人民の自由および幸福を実現するための栄えある革命闘争において成し遂げた輝かしい伝統を受け継いだ革命的な国家である。

第三条 朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想であるチュチェ思想をその活動の指導的指針とする。

第四条 朝鮮民主主義人民共和国の主権は、労働者、農民、勤労インテリとすべての勤労人民にある。  
勤労人民は、その代表機関である最高人民会議と地方各級人民会議を通じて主権を行使する。

第五条 朝鮮民主主義人民共和国においてすべての国家機関は、民主主義中央集権制原則によつて組織され運営される。

第六條 郡人民會議から最高人民會議にいたるまでの各級主権機関は、一般的、平等的、直接的原则によつて秘密投票で選挙する。

第七條 各級主権機関の代議員は選挙人と密接な連携を有し、その活動について選挙人に対して責任を負う。

選挙人は、自らが選挙した代議員が信任を失つた場合には、いつでも召還することができる。

第八條 朝鮮民主主義人民共和国の社会制度は、勤労人民大衆があらゆるものの主人となつており、社会のすべてのものが勤労人民大衆のために奉仕する人間中心の社会制度である。

国家は、搾取と圧迫から解放され、国家と社会の主人となつた労働者、農民、勤労インテリとすべての勤労人民の利益を擁護し保護する。

第九條 朝鮮民主主義人民共和国は、北半部において、人民政權を強化し、思想、技術、文化の三大革命を力強く繰り上げ、社会主義の完全な勝利を成し遂げ、自主、平和統一、民族大団結の原則から祖国統一を実現するために闘争する。

第二〇條 朝鮮民主主義人民共和国は、労働者階級が指導する労農同盟に基づいた全人民の政治思想的統一に依拠する。

国家は、思想革命を強化し、社会のすべての構成員を革命化、労働者階級化し、全社会を同志的に結合された一つの集団につくりあげる。

第二一條 朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮労働党の指導の下に、すべての活動を行う。

第二二條 国家は、階級路線を堅持し、人民民主主義独裁を強化し、内外の敵対分子の破壊策動から人民主権と社会主義制度をしっかりと保衛する。

第三条 国家は、大衆路線を具現し、あらゆる活動において、上部が下部を助け、大衆の中に入り問題解決の方途を見出し、政治活動、対人活動を先行させ、大衆の自覚的熱意を呼び起こすチョンサンリ精神、チョンサンリ方法を貫徹する。

第四条 国家は、三大革命赤旗獲得運動をはじめとする大衆運動を力強く繰り広げ、社会主義建設を最大限に促進する。

第五条 朝鮮民主主義人民共和国は、海外に在住する朝鮮同胞の民主主義的民族権利と国際法で公認された合法的権利および利益を擁護する。

第六条 朝鮮民主主義人民共和国は、その領域内に在住する外国人の合法的権利と利益を保障する。

第七条 自主、平和、親善は、朝鮮民主主義人民共和国の対外政策の基本理念であり、対外活動の原則である。

国家は、わが国と友好的に接するすべての国と、完全な平等と自主性、相互尊重と内政不干涉、互恵の原則にもとづいて国家的または政治、経済、文化的関係を結ぶ。

国家は、自主性を擁護する世界人民と団結し、あらゆる形態の侵略と内政干渉に反対し、国の自主権と民族的、階級的解放を実現するためのすべての国の人民の闘争を積極的に支持声援する。

第八条 朝鮮民主主義人民共和国の法は、勤労人民の意思と利益の反映であり、国家管理の基本的武器である。法に対する尊重と厳格な遵守執行は、すべての機関、企業所、団体と公民にとって義務的である。

国家は、社会主義法律制度を完備し、社会主義法務生活を強化する。

## 第二章 經濟

第一九条 朝鮮民主主義人民共和国は、社会主義的生産關係と自立的民族經濟の土台に依拠する。

第二〇条 朝鮮民主主義人民共和国での生産手段は、国家と社会協同団体が所有する。

第二一条 国家所有は、全人民の所有である。

国家所有權の対象には、制限がない。

国のすべての自然資源、鉄道、航空、運輸、通信機關と重要工場、企業所、港湾、銀行は、国家のみが所有する。

国家は、国の經濟發展において主導的役割を果たす国家所有を優先的に保護し、成長させる。

第二二条 社会協同団体所有は、当該団体に加わっている勤勞者の集团的所有である。

土地、農機械、船、中小工場、企業所のようなものは、社会協同団体が所有することができる。

国家は、社会協同団体所有を保護する。

第二三条 国家は、農民の思想意識と技術文化水準を高め、協同的所有に対する全人民的所有の指導的役割を高める方

向で、二つの所有を有機的に結合させ、協同經營に対する指導と管理を改善して、社会主義的協同經營制度を強固に發展させ、協同団体に加わっている全構成員の自発的意思に従い、協同団体所有を漸次、全人民的所有へ転換させる。

第二四条 個人所有は、公民の個人的で、消費的な目的のための所有である。

個人所有は、勞働による社会主義分配と国家と社会の追加的恵沢からなる。

住宅付属地経営をはじめとする個人の副業経営でつくられる生産物とその他の合法的な経営活動を通じて得た収入も個人所有に属する。

国家は、個人所有を保護し、それに対する相続権を法的に保障する。

第二十五条 朝鮮民主主義人民共和国は、人民の物質文化生活を絶えず高めることをその活動の最高の原則とする。

税金がなくなつたわが国で増大する社会の物質的富は、全面的に勤労者の福利増進に充てられる。

国家は、すべての勤労者に食べ、着る、消費し、暮しのできるあらゆる条件をととのえる。

第二十六条 朝鮮民主主義人民共和国に築かれた自立的民族経済は、人民の幸福な社会主義生活と祖国の隆盛繁栄のための堅固な基である。

国家は、社会主義自立的民族経済建設路線を掌握して人民経済の主体化、現代化、科学化を促進し、人民経済を高度に発展された主体的な経済につくりあげ、完全な社会主義社会に適合する物質技術的土台を築くために闘争する。

第二十七条 技術革命は、社会主義経済を発展させるための基本環である。

国家は、つねに技術発展問題を第一位に置きすべての経済活動を行い、科学技術発展と人民経済の技術改造を促進し、大衆的技術革新運動を力強く繰り広げ、勤労者を骨のおれる労働から開放し、肉体労働と精神労働の差異を縮小する。

第二十八条 国家は、都市と農村の差異、労働者階級と農民の階級的差異をなくすために農村技術革命を促進し、農業を工業化、現代化し、郡の役割を高め、農村に対する指導と援助を強化する。



国家は、協同農場の生産施設と農村文化住宅を国家負担で建設する。

第二九条 社会主義、共產主義は、勤労大衆の創造的労働によつて建設される。

朝鮮民主主義人民共和國において、労働は、搾取と圧迫から解放された勤労者の自主的で、創造的な労働である。国家は、失業を知らないわが勤労者の労働がより楽しいもの、社会と集団と自身のために自覚的熱意と創意性を發揮して働きがいのあるものとなるようにする。

第三〇条 勤労者の一日の労働時間は、八時間である。

国家は、労働の困難の程度と特殊な条件にしたがつて、一日の労働時間をこれより短く定める。

国家は、労働をよく組織し、労働規律を強化して、労働時間を完全に利用するようにする。

第三一条 朝鮮民主主義人民共和國において、公民が労働する年齢は、一六歳からである。

国家は、労働する年齢に達しない少年の労働を禁止する。

第三二条 国家は、社会主義經濟に対する指導と管理において、政治的指導と經濟技術的指導、国家の統一的指導と各单位の創意性、唯一的指揮と民主主義、政治道徳的刺戟と物質的刺戟を正しく結合させる原則をしっかりと堅持する。

第三三条 国家は、生産者大衆の集团的力に依拠して經濟を科学的に、合理的に管理運営する社会主義經濟管理形態である。デアンの事業体系と農業經營を企業的方法で指導する農業指導体系によつて經濟を指導管理する。

国家は、經濟管理において、デアンの事業体系の要求に適合するように独立採算制を実施し、原価、価格、収益性のような經濟的空間を正しく利用するようにする。

第三四条 朝鮮民主主義人民共和国の人民経済は、計画経済である。

国家は、社会主義経済発展法則に従い、蓄積と消費の均衡を正しくとり、経済建設を促進し、人民の生活をたえず向上させ、国防力を強化できるように人民経済発展計画を立てて実行する。

国家は、計画の一元化、細部化を実現して生産成長の高い速度と人民経済の均衡的発展を保障する。

第三五条 朝鮮民主主義人民共和国は、人民経済発展計画に伴う国家予算を編成し、執行する。

国家は、すべての部門で増産と節約闘争を強化し、財政統制を厳格に実施して国家蓄積を体系的に増やし、社会主義的所有を拡大発展させる。

第三六条 朝鮮民主主義人民共和国において、対外貿易は国家または社会協同団体が行う。

国家は、完全な平等と互恵の原則に基づいて対外貿易を発展させる。

第三七条 国家は、わが国の機関、企業所、団体その他の国の法人または個人との企業合併と合作、特殊経済地域での各種企業創設運営を奨励する。

第三八条 国家は、自立的民族経済を保護するため関税政策を実施する。

## 第三章 文化

第三九条 朝鮮民主主義人民共和国で開花発展している社会主義的文化は、勤労者の創造的能力を高め、健全な文化情

緒的需要を充足させることに寄与する。

第四〇条 朝鮮民主主義人民共和國は、文化革命を徹底的に遂行してすべての人間を自然と社会に対する深い知識と高い文化技術水準をもった社会主義、共産主義建設者に育てあげ、全社会をインテリ化する。

第四一条 朝鮮民主主義人民共和國は、社会主義勤労者のために奉仕する真の人民的で、革命的な文化を建設する。国家は、社会主義的民族文化建設において、帝国主義の文化的浸透と復古主義的傾向に反対し、民族文化遺産を保護し、社会主義の現実に適合するように継承発展させる。

第四二条 国家は、すべての分野で古い社会の生活様式をなくし、新しい社会主義的生活様式を全面的に確立する。

第四三条 国家は、社会主義教育学の原理を具現して次の世代を社会と人民のために闘争する堅決な革命家に、知、徳、体をかねそなえた共産主義的な新しい人間に育てる。

第四四条 国家は、人民教育事業と民族幹部養成事業を他のすべての事業に先行させ、普通教育と技術教育、教育と生産労働を密接に結合させる。

第四五条 国家は、一年間の就学前義務教育を含む全般的十一年制義務教育を現代科学技術発展の趨勢と社会主義建設の現実的要求に適合するように高い水準で発展させる。

第四六条 国家は、学業を専門とする教育体系と働きながら学ぶ各種形態の教育体系を発展させ、技術教育と社会科学、基礎科学教育の科学理論水準を高め、有能な技術者、専門家を育成する。

第四七条 国家は、すべての学生を無料で学ばせ、大学と専門学校の学生には奨学金を与える。

第四八条 国家は、社会教育を強化し、すべての勤労者が学習できるあらゆる条件を保障する。

第四九条 国家は、学齡前児童を託児所と幼稚園で、国家と社会の負担で育てる。

第五〇条 国家は、科学研究事業において主体を確立し、先進科学技術を積極的に受け入れ、新しい科学技術分野を開拓して国の科学技術を世界的水準に引き上げる。

第五一条 国家は、科学技術発展計画を正しく立て、徹底的に遂行する規律を確立し、科学者、技術者と生産者の創造的協力を強化する。

第五二条 国家は、民族的形式に社会主義的内容を盛りこんだ主体的で革命的な文学芸術を発展させる。

国家は、作家、作曲家、芸術家が思想芸術性の高い作品を多く創作し、広汎な大衆が文芸活動に広く参加できるようにする。

第五三条 国家は、精神的に、肉体的に絶えず発展しようとする人間の要求に合うように現代的な文化施設を十分に整え、すべての勤労者が社会主義的文化情緒生活を思う存分に享受できるようにする。

第五四条 国家は、われわれの言語をあらゆる形態の民族語抹殺政策から守り、それを現代の要求に合うように発展させる。

第五五条 国家は、スポーツを大衆化、生活化して全人民を労働と国防に堅固に備え、わが国の実情と現代のスポーツ技術発展趨勢に適合するようにスポーツ技術を発展させる。

第五六条 国家は、全般的無償治療制を強化発展させ、医師担当区域制と予防医学制度を強化して人間の生命を保護し、勤労者の健康を増進させる。

第五七条 国家は、生産に先き立って環境保護対策を立て、自然環境を保存、造成し、環境汚染を防止して人民に文化

衛生的な生活環境と労働条件をととのえて提供する。

## 第四章 国防

第五八条 朝鮮民主主義人民共和国は、全人民的、全国家的防衛体系に依拠する。

第五九条 朝鮮民主主義人民共和国の武装力の使命は、勤労人民の利益を擁護し、外来の侵略から社会主義制度と革命の獲得物を保衛し、祖国の自由と独立および平和を守るところにある。

第六〇条 国家は、軍隊と人民を政治思想的に武装させ、その基礎の上で、全軍幹部化、全軍現代化、全民武装化、全国要塞化を基本内容とする自衛的軍事路線を貫徹する。

第六一条 国家は、軍隊内で軍事規律と大衆規律を強化し、将兵一致、軍民一致の高尚な伝統的美風を高く発揚するようにする。

## 第五章 公民の基本権利と義務

第六二条 朝鮮民主主義人民共和国公民となる条件は、国籍に関する法で規定する。

公民は、居住地に関係なく朝鮮民主主義人民共和国の保護を受ける。

第六三条 朝鮮民主主義人民共和国において公民の権利と義務は、「ひとりとは全体のために、全体はひとりのために」という集団主義原則に基づく。

第六四条 国家は、すべての公民に真の民主主義的権利と自由、幸福な物質文化生活を實質的に保障する。

第六五条 公民は、国家社会生活のすべての分野において、だれもがみな等しい権利を有する。

第六六条 一七歳以上のすべての公民は、性別、民族別、職業、居住期間、財産と知識程度、政党別、政見、信仰に係らず選挙権と被選挙権を有する。

軍隊に服務する公民も選挙権と被選挙権を有する。

裁判所の判決により選挙権をなく奪された者、精神病者は選挙権と被選挙権を有することができない。

第六七条 公民は、言論、出版、集会、示威と結社の自由を有する。

国家は、民主主義的政党、社会団体の自由な活動条件を保障する。

第六八条 公民は、信仰の自由を有する。この権利は宗教建築物を建てたり、宗教儀式等を許容することで保障される。宗教を外国勢力を引き入れたる、国家社会秩序を害することに利用することはできない。

第六九条 公民は、申訴と請願をすることができる。

国家は、申訴と請願を法の定めるところにしたがつて公正に審議処理するようにする。

第七〇条 公民は、労働に対する権利を有する。

労働能力のあるすべての公民は、希望と才能にしたがって職業を選択し、安定した職場と労働条件を保障される。

公民は、能力に応じて働き、労働の量と質にしたがい分配を受ける。

第七一条 公民は、休息に対する権利を有する。この権利は、労働時間制、公休日制、有給休暇制、国家費用による定期休養制、継続して増大する各種の文化施設等によって保障される。

第七二条 公民は、無償で治療を受ける権利を有し、老齢や病気または身体障害により労働能力を失った者、身よりのない老人と子どもは物質的援助を受ける権利を有する。この権利は、無償治療制、継続して増大する病院、療養所をはじめとする医療施設、国家の社会保険と社会保障制により保障される。

第七三条 公民は、教育を受ける権利を有する。この権利は、先進的な教育制度と国家の人民的な教育施策によって保障される。

第七四条 公民は、科学と文学芸術活動の自由を有する。

国家は、発明家と創意考案者に配慮を払う。

著作権と発明権、特許権は、法的に保護する。

第七五条 公民は、居住、旅行の自由を有する。

第七六条 革命闘士、革命烈士家族、愛国烈士家族、人民軍留守家族、栄養軍人は、国家と社会の特別な保護を受ける。

第七七条 女子は、男子と同一の社会的地位と権利を有する。

国家は、産前産後休暇の保障、多くの子どもをもつ母親のための労働時間の短縮、産院、託児所と幼稚園網の

拡張、その他の施策を通して母親と子どもを特別に保護する。

国家は、女性が社会に進出するあらゆる条件を提供する。

第七八条 結婚と家庭は、国家の保護を受ける。

国家は、社会の基層生活単位である家庭を強固にすることに深い関心を払う。

第七九条 公民は、人身と住宅の不可侵、信書の秘密を保障される。

法に基づくことなく公民を拘束したり、逮捕することはできず、家宅搜索をすることができない。

第八〇条 朝鮮民主主義人民共和国は、平和と民主主義、民族的独立と社会主義のために、科学、文化活動の自由のためにたたかつて亡命してきた外国人を保護する。

第八一条 公民は、人民の政治思想的統一と団結をしっかりと守らなければならない。

公民は、組織と集団を尊び、社会と人民のために身を捧げて働く気風を高く発揮しなければならない。

第八二条 公民は、国家の法と社会主義的生活規範を守り、朝鮮民主主義人民共和国の公民となつた荣誉と尊厳を固守しなければならない。

第八三条 労働は、公民の神聖な義務であり、荣誉である。

公民は、労働に自覚的に誠実に参加し、労働規律と労働時間を厳格に守らなければならない。

第八四条 公民は、国家財産と社会協同団体財産を愛護し、あらゆる貧汚浪費現象に反対してたたかい、国の暮らしむきを主人らしく細やかに管理運営しなければならない。

国家と社会協同団体の財産は、神聖不可侵である。



第八五条 公民は、つねに革命的警戒心を高め、国家の安全のために身を捧げてたたかわなければならない。

第八六条 祖国保衛は、公民の最大の義務であり、榮譽である。

公民は、祖国を保衛しなければならず、法の定めるところにしたがい軍隊に服務しなければならない。

## 第六章 国家機構

### 第一節 最高人民會議

第八七条 最高人民會議は、朝鮮民主主義人民共和国の最高主権機関である。

第八八条 最高人民會議は、立法権を行使する。

最高人民會議が休会中には、最高人民會議常任委員会も立法権を行使することができる。

第八九条 最高人民會議は、一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙された代議員で構成する。

第九〇条 最高人民會議の任期は、五年とする。

最高人民會議の新たな選挙は、最高人民會議の任期が終了する前に、最高人民會議常任委員会の決定にしたがつて行う。

やむを得ない事情により選挙を行うことができない場合には、選挙を行うときまでその任期を延長する。

第九一条 最高人民會議は、次の権限を有する。

- 一、憲法を修正、補充する。
- 二、部門法を制定または修正、補充する。
- 三、最高人民会議の休会中に最高人民会議常任委員会が採択した重要部門法を承認する。
- 四、国家の対内外政策の基本原則をたてる。
- 五、朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長を選挙または召還する。
- 六、最高人民会議常任委員会委員長を選挙または召還する。
- 七、朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長の提議により、国防委員会第一副委員長、副委員長、委員を選挙または召還する。
- 八、最高人民会議常任委員会副委員長、名誉副委員長、書記長、委員を選挙または召還する。
- 九、内閣総理を選挙または召還する。
- 十、内閣総理の提議により、内閣副総理、委員長、相、その他の内閣成員を任命する。
- 十一、中央検察所所長を任命または解任する。
- 十二、中央裁判所所長を選挙または召還する。
- 十三、最高人民会議部門委員会委員長、副委員長、委員を選挙または召還する。
- 十四、国家の人民経済発展計画とその実行状況に関する報告を審議し、承認する。
- 十五、国家予算とその執行状況に関する報告を審議し、承認する。
- 十六、必要に応じて内閣と中央機関の事業状況の報告を受け、対策をたてる。

十七、最高人民會議に提起される条約の批准、廃棄を決定する。

第九二条 最高人民會議は、定期會議と臨時會議をもつ。

定期會議は、一年に一〜二回、最高人民會議常任委員会が招集する。

臨時會議は、最高人民會議常任委員会が必要と認めるとき、または全代議員の三分の一以上の要請があるときに招集する。

第九三条 最高人民會議は、全代議員の三分の二以上の参席で成立する。

第九四条 最高人民會議は、議長と副議長を選挙する。

議長は、會議を司會する。

第九五条 最高人民會議で討議する議案は、最高人民會議常任委員会、内閣と最高人民會議の部門委員会が提出する。

代議員も議案を提出することができる。

第九六条 最高人民會議の毎期第一回會議は、代議員資格審査委員会を選挙し、その委員会が提出した報告に基づいて、

代議員資格を確認する決定を採択する。

第九七条 最高人民會議は、法令と決定を発する。

最高人民會議が発する法令と決定は、挙手可決の方法で、その會議に参席した代議員の過半数の賛成で採択される。

憲法は、最高人民會議の全代議員の三分の二以上の賛成で修正、補充される。

第九八条 最高人民會議は、法制委員会、予算委員会等部門委員会を置く。

最高人民會議の部門委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

最高人民會議の部門委員会は、最高人民會議の事業を助け、国家の政策案と法案を作成または審議し、その執行のための対策をたてる。

最高人民會議の部門委員会は、最高人民會議の休会中は最高人民會議常任委員会の指導の下に活動する。

第九九条 最高人民會議の代議員は、不可侵権を保障される。

最高人民會議の代議員は、現行犯の場合を除いては、最高人民會議、その休会中の最高人民會議常任委員会の承認なく逮捕または刑事処罰することができない。

## 第二節 国防委員会

第一〇〇条 国防委員会は、国家主権の最高軍事指導機関であり、全般的国防管理機関である。

第一〇一条 国防委員会は、委員長、第一副委員長、副委員長、委員で構成する。

国防委員会の任期は、最高人民會議の任期と同じである。

第一〇二条 朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長は、一切の武力を指揮統率し、国防活動全般を指導する。

第一〇三条 国防委員会は、次の任務と権限を有する。

- 一、国家の全般的武力と国防建設事業を指導する。
- 二、国防部門の中央機関を設置または廃止する。
- 三、重要軍事幹部を任命または解任する。

四、軍事称号を制定し、将領以上の軍事称号を授与する。

五、国の戦時状態と動員令を宣布する。

第一〇四条 国防委員会は、決定と命令を発する。

第一〇五条 国防委員会は、自己の活動について、最高人民会議に対し責任を負う。

### 第三節 最高人民会議常任委員会

第一〇六条 最高人民会議常任委員会は、最高人民会議休会中の最高主権機関である。

第一〇七条 最高人民会議常任委員会は、委員長、副委員長、書記長、委員で構成する。

第一〇八条 最高人民会議常任委員会は、若干名の名誉副委員長を置くことができる。

最高人民会議常任委員会名誉副委員長は、最高人民会議代議員の中から、長い間、国家建設事業に参加し、著しく寄与した者なることができる。

第一〇九条 最高人民会議常任委員会の任期は、最高人民会議の任期と同じである。

最高人民会議常任委員会は、最高人民会議の任期が終了した後も、新常任委員会が選挙されるまで自己の任務を引き続き遂行する。

第一一〇条 最高人民会議常任委員会は、次の任務と権限を有する。

一、最高人民会議を招集する。

二、最高人民会議の休会中に提起された新たな部門法案と規定案、現行部門法と規定の修正、補充案を審議採択し、

採択実施する重要部門法を次回の最高人民会議の承認を受ける。

三、やむを得ない事情により最高人民会議の休会期間に提起される国家の人民経済発展計画、国家予算とその調節案を審議し、承認する。

四、憲法と現行部門法、規定を解釈する。

五、国家機関の法の遵守執行を監督し、対策をたてる。

六、憲法、最高人民会議の法令、決定、国防委員会の決定、命令、最高人民会議常任委員会の政令、決定、指示に反する国家機関の決定、指示を廃止し、地方人民会議の誤った決定、執行を停止させる。

七、最高人民会議の代議員選挙のための活動を行い、地方人民会議代議員選挙事業を組織する。

八、最高人民会議代議員との事業を行う。

九、最高人民会議部門委員会との事業を行う。

十、内閣の委員会、省を設置または廃止する。

十一、最高人民会議の休会中に内閣総理の提議により副総理、委員長、相、その他の内閣成員を任命または解任する。

十二、最高人民会議常任委員会部門委員会成員を任命または解任する。

十三、中央裁判所判事、人民参審員を選挙または召還する。

十四、外国と締結した条約を批准または廃棄する。

十五、外国に駐在する外交代表の任命または召還を決定し、発表する。

十六、勲章とメダル、名誉称号、外交職級を制定し、勲章とメダル、名誉称号を授与する。

十七、大赦権と特赦権を行使する。

十八、行政単位と行政区域を設置または変更する。

第二一二条 最高人民会議常任委員会委員長は、常任委員会の事業を組織指導する。

最高人民会議常任委員会委員長は、国家を代表し、外国使臣の信任状、召還状を接受する。

第二一二条 最高人民会議常任委員会は、全員会議と常務会議をもつ。

全員会議は委員全員で構成し、常務会議は委員長、副委員長、書記長で構成する。

第二一三条 最高人民会議常任委員会全員会議は、常任委員会の任務と権限を実現する過程で生ずる重要な問題を討議決定する。

常務会議は、全員会議が委任した問題を討議決定する。

第二一四条 最高人民会議常任委員会は、政令と決定、指示を発する。

第二一五条 最高人民会議常任委員会は、自己の事業を助ける部門委員会を置くことができる。

第二一六条 最高人民会議常任委員会は、自己の事業について最高人民会議に対して責任を負う。

#### 第四節 内閣

第二一七条 内閣は、最高主権の行政的執行機関であり、全般的国家管理機関である。

第二一八条 内閣は、総理、副総理、委員長、相とその他必要な成員で構成する。

内閣の任期は、最高人民会議の任期と同じである。

第二一九条 内閣は、次の任務と権限を有する。

一、国家の政策を執行するための対策をたてる。

二、憲法と部門法に基づき、国家管理と関連する規定を制定または、修正、補充する。

三、内閣の委員会、省、内閣直属機関、地方人民委員会の事業を指導する。

四、内閣直属機関、重要行政経済機関、企業所を設置または廃止し、国家管理機構を改善するための対策をたてる。

五、国家の人民経済発展計画を作成し、その実行対策をたてる。

六、国家予算を編成し、その執行対策をたてる。

七、工業、農業、建設、運輸、通信、商業、貿易、国土管理、都市経営、教育、科学、文化、保健、体育、労働行政、

環境保護、観光、その他の諸部門の事業を組織、執行する。

八、貨幣と銀行制度を強固にするための対策をたてる。

九、国家管理秩序を確立するための検閲、統制事業を行う。

十、社会秩序の維持、国家および社会協同団体の所有と利益の保護、公民の権利保障のための対策をたてる。

十一、外国と条約を結び、対外活動を行う。

十二、内閣の決定、指示に反する行政経済機関の決定、指示を廃止する。

第二二〇条 内閣総理は、内閣事業を組織指導する。

内閣総理は、朝鮮民主主義人民共和国政府を代表する。

第二二一条 内閣は、全員会議と常務会議をもつ。



内閣全員會議は内閣成員全員で構成し、常務會議は総理、副総理とその他総理が任命する内閣成員で構成する。

第二二二条 内閣全員會議は、行政經濟事業で提起される新たな重要な問題を討議決定する。

常務會議は、内閣全員會議が委任した問題を討議決定する。

第二二三条 内閣は、決定と指示を発する。

第二二四条 内閣は、自己の事業を助ける非常設部門委員会を置くことができる。

第二二五条 内閣は、自己の事業について、最高人民會議とその休会中に最高人民會議常任委員会に対し責任を負う。

第二二六条 新たに選挙された内閣総理は、内閣成員を代表して最高人民會議で宣誓する。

第二二七条 内閣の委員会、省は、内閣の部門別執行機関であり、中央の部門別管理機関である。

第二二八条 内閣の委員会、省は、内閣の指導の下に、当該部門の事業を統一的に掌握し、指導管理する。

第二二九条 内閣の委員会、省は、委員会會議と幹部會議を運営する。

委員会、省、委員会會議と幹部會議では、内閣決定、指示の執行対策とその他重要な問題を討議決定する。

第二三〇条 内閣の委員会、省は、指示を発する。

#### 第五節 地方人民會議

第二三一条 道（直轄市）、市（区域）、郡人民會議は、地方主権機関である。

第二三二条 地方人民會議は、一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙された代議員で構成する。

第二三三条 道（直轄市）、市（区域）、郡人民會議の任期は、四年とする。

地方人民会議の新たな選挙は、地方人民会議の任期が終了する前に、当該地方人民委員会の決定にしたがつて行う。

やむを得ない事情により選挙を行うことができない場合には、選挙を行うときまでその任期を延長する。

第三四条 地方人民会議は、次の任務と権限を有する。

一、地方の人民経済発展計画とその実行状況に対する報告を審議し、承認する。

二、地方予算とその執行に対する報告を審議し、承認する。

三、当該地域で国家の法を執行するための対策をたてる。

四、当該人民委員会委員長、副委員長、事務長、委員を選挙または召還する。

五、当該裁判所の判事、人民参審員を選挙または召還する。

六、当該人民委員会と下級人民会議、人民委員会の誤った決定、指示を廃止する。

第二三五条 地方人民会議は、定期会議と臨時会議をもつ。

定期会議は、一年に一〜二回、当該人民委員会が招集する。

臨時会議は、当該人民委員会が必要と認めるとき、または全代議員の三分の一以上の要請があるとき招集する。

第二三六条 地方人民会議は、全代議員三分の二以上の参席で成立する。

第二三七条 地方人民会議は、議長を選挙する。

議長は、会議を司会する。

第二三八条 地方人民会議は、決定を発する。

## 第六節 地方人民委員会

第二三九条 道（直轄市）、市（区域）、郡人民委員会は、当該人民会議の休会中の地方主権機関であり、当該地方主権の行政的執行機関である。

第一四〇条 地方人民委員会は、委員長、副委員長、事務長、委員で構成する。

地方人民委員会の任期は、当該人民会議の任期と同じである。

第一四一条 地方人民委員会は、次の任務と権限を有する。

- 一、人民会議を招集する。
- 二、人民会議代議員選挙のための活動を行う。
- 三、人民会議代議員との活動を行う。
- 四、当該人民会議と上級人民会議、人民委員会、内閣と内閣の委員会、省の法令、政令、決定、指示を執行する。
- 五、当該地方のすべての行政事業を組織執行する。
- 六、地方の人民経済発展計画を作成し、その実行対策をたてる。
- 七、地方予算を編成し、その執行対策をたてる。
- 八、当該地方の社会秩序維持、国家および社会協同団体の所有と利益の保護、公民の権利保障のための対策をたてる。
- 九、当該地方で国家管理秩序を確立するための検閲、統制事業を行う。
- 十、下級人民委員会の活動を指導する。
- 十一、下級人民委員会の誤った決定、指示を廃止し、下級人民会議の誤った決定の執行を停止させる。

第一四二条 地方人民委員会は、全員会議と常務会議をもつ

地方人民委員会の全員会議は委員全員で構成し、常務会議は委員長、副委員長、事務長で構成する。

第一四三条 地方人民委員会の全員会議は、自己の任務と権限を実現する過程で生ずる重要な問題を討議決定する。

常務会議は、全員会議が委任した問題を討議決定する。

第一四四条 地方人民委員会は、決定と指示を発する。

第一四五条 地方人民委員会は、自己の事業を助ける非常設部門委員会を置くことができる。

第一四六条 地方人民委員会は、自己の事業について、当該人民会議に対して責任を負う。

地方人民委員会は、上級人民委員会と内閣に服従する。

#### 第七節 検察所と裁判所

第一四七条 検察活動は、中央検察所、道（直轄市）、市（区域）、郡検察所と特別検察所が行う。

第一四八条 中央検察所所長の任期は、最高人民会議の任期と同じである。

第一四九条 検事は、中央検察所が任命または解任する。

第一五〇条 検察所は次の任務を遂行する。

一、機関、企業所、団体と公民が国家の法を正確に守るかどうかを監視する。

二、国家机关の決定、指示が、憲法、最高人民会議の法令、決定、国防委員会の決定、命令、最高人民会議常任委員会の政令、決定、指示、内閣の決定、指示に反しないかどうかを監視する。

三、犯罪者をはじめ法違反者を摘発し、法的責任追及を通じて、朝鮮民主主義人民共和国の主権と社会主義制度、国家と社会協同団体の財産、人民の憲法的権利と生命財産を保護する。

第二五一条 検察活動は、中央検察所が統一的に指導し、すべての検察所は上級検察所と中央検察所に服従する。

第二五二条 中央検察所は、自己の活動について、最高人民会議とその休会中に最高人民会議常任委員会に対して責任を負う。

第二五三条 裁判は、中央裁判所、道（直轄市）裁判所、人民裁判所と特別裁判所が行う。

判決は、朝鮮民主主義人民共和国の名で宣告する。

第二五四条 中央裁判所所長の任期は、最高人民会議の任期と同じである。

中央裁判所、道（直轄市）裁判所、人民裁判所の判事、人民参審員の任期は、当該人民会議の任期と同じである。

第二五五条 特別裁判所の所長と判事は、中央裁判所が任命または解任する。

特別裁判所の人民参審員は、当該軍務者会議または従業員会議で選挙する。

第二五六条 裁判所は、次の任務を遂行する。

一、裁判活動を通じて、朝鮮民主主義人民共和国の主権と社会主義制度、国家と社会協同団体の財産、人民の憲法的権利と生命財産を保護する。

二、すべての機関、企業所、団体と公民が国家の法を正確に守り、階級の敵とあらゆる法違反者に反対して積極的にたたかうようにする。

三、財産に対する判決、判定を執行し、公証事業を行う。

第一五七条 裁判は、判事一名と人民参審員二名で構成された裁判所が行う。特別な場合には、判事三名で構成して行うことができる。

第一五八条 裁判は公開し、被告人の弁護権を保障する。

法の定めるところに従い、裁判を公開しないことができる。

第一五九条 裁判は、朝鮮語で行う。

外国人は、裁判において、本国語を使用することができる。

第一六〇条 裁判所は、裁判において、独自のであり、裁判活動を法に基づいて遂行する。

第一六一条 中央裁判所は、朝鮮民主主義人民共和国の最高裁判機関である。

中央裁判所は、すべての裁判所の裁判活動を監督する。

第一六二条 中央裁判所は、自己の活動について、最高人民会議とその休会中に最高人民会議常任委員会に対して責任を負う。

## 第七章 国章、国旗、国歌、首都

第一六三条 朝鮮民主主義人民共和国の国章は、『朝鮮民主主義人民共和国』としるした赤い帯で編みあげ稲穂の楕円

形の中に雄壮な水力発電所、その上に革命の聖山白頭山と燦然と輝く赤い五角形の星がある。

第一六四条 朝鮮民主主義人民共和国の国旗は、旗の中央に幅の広い赤地があり、その上下に細い白地、そのつぎに青地があり、赤地の旗竿寄りの白い円の中に赤い五角形の星がある。

旗の縦横の比は、一対二である。

第一六五条 朝鮮民主主義人民共和国の国歌は『愛国歌』である。

第一六六条 朝鮮民主主義人民共和国の首都は、平壤である。

〔出典〕朝鮮中央年鑑 チュチエ八八（一九九九）累計五二号、朝鮮中央通信社

（本学法学部兼任講師）